

地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員の就業規則の一部改正 新旧対照表 (案)

新	旧	改正理由等
<p>(略)</p> <p>(短時間勤務職員の特例)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(1) その者の勤務時間等を考慮し <u>1 の年度</u>につき 20 日を超えない範囲内で理事長が別に定める日数の休暇とする。この場合において、<u>1 の年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。(以下同じ。)</u></p> <p>(2) 年次休暇は、<u>付与日から 2 年以内に限り繰り越すことができる。</u></p> <p>7～10 (略)</p> <p>11 <u>短時間勤務職員</u>に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇としてボランティア休暇を与えることができる。この場合において、就業規則別表第 2 の 7 の項の規定を準用する。</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この規則の施行の際現に改正前の地方独立行政法人神奈川県立病院機構任期付職員の就業規則第 13 条第 6 項の規定により付与された年次休暇は、付与日から 2 年以内に限り繰り越すことができる。</u></p>	<p>(略)</p> <p>(短時間勤務職員の特例)</p> <p>第 13 条 (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>6</p> <p>(1) その者の勤務時間等を考慮し <u>1 年</u>につき 20 日を超えない範囲内で理事長が別に定める日数の休暇とする。この場合において、<u>1 年は暦年とする。</u></p> <p>(2) 年次休暇 <u>(この号の規定により繰り越されたものを除く。)</u>は、<u>前号の規定により定められている日数からその年に受けた年次休暇の日数(前年から繰り越された年次休暇の日数を除く。)</u>を差し引いた日数 <u>(1 日未満の端数があるときは、これを切り捨てた日数)</u>を限度として、<u>当該年の翌年に繰り越すことができる。</u></p> <p>7～10 (略)</p> <p>11 <u>再雇用職員等</u>に対して、理事長が定めるところにより、有給休暇としてボランティア休暇を与えることができる。この場合において、就業規則別表第 2 の 7 の項の規定を準用する。</p> <p>(略)</p>	<p>【第 13 条第 6 項】</p> <p>・年次休暇の付与日を暦年管理から年度管理とする改正</p> <p>【第 13 条第 11 項】</p> <p>・規定誤りのため改正</p> <p>【改正附則第 2 項】</p> <p>・改正前の規定に基づき付与した年次休暇の繰越に関する経過措置に関する規定</p>